下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会
（平成２６年度第２回）議事要旨

第１　日時

平成２６年９月１６日（火）午後１時３０分

第２　場所

仙台高等裁判所第１会議室

第３　出席者

（委　員）　秋吉淳一郎（委員長）・官澤里美・坂田　宏・下川徳純・野家啓一

（庶　務）　浅井仙台高裁総務課長・熊谷仙台高裁総務課課長補佐

（説明者）　竹内仙台高裁事務局長

第４　議題

１　委員長の選任

２　下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告

３　委員から提出された仙台地域委員会における情報収集の方法についての上申書に関する協議について

４　平成２７年上半期の裁判官指名候補者の情報収集について

５　次回等の予定について

第５　議事

１　委員長の選任

委員の互選により，秋吉委員が委員長に選任された。

２　下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告

庶務から，次の各期日の審議結果の概要が報告された。

⑴　平成２６年６月２７日

⑵　平成２６年９月４日

３　委員から提出された仙台地域委員会における情報収集の方法についての上申書に関する協議について

平成２６年８月１８日付けで委員から提出された仙台地域委員会における情報収集の方法についての上申書（情報収集の範囲を広げるために一律に東北６県の検察庁，弁護士会に対して情報受付の周知依頼をすべきとする意見（以下「本件意見」という。）が記載されているもの）の取扱いが議論された。

庶務から，平成１５年８月４日に行われた第１回の当地域委員会において，当面，本件意見と同様の情報収集方法を採用する方針が取りまとめられたが，同年９月８日に行われた第４回の中央委員会においてこの方針について協議がなされ，その結果，中央委員会の取りまとめどおり，指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に対してのみ指名候補者名簿を提供する扱いとするよう当地域委員会に伝達することが決議されて現在の運用が定まっていること，現在に至るまでこの中央委員会の取りまとめと異なる情報収集の扱いを行っている地域委員会はないこと，地域委員会が中央委員会の取りまとめと異なる独自の情報収集方法を採ることを決議したものの，中央委員会がその方法を否定した場合の効果について直接記載した資料等はないことが説明された。

協議において各委員から次のような意見が出されたが，結論として，平成２７年上半期の情報収集については中央委員会の取りまとめどおり実施することとし，次期以降の情報収集方法の取扱いについては継続して議論することとされた。

○　平成１５年に仙台地域委員会で本件意見と同様の情報収集方法を提案したことは評価できるが，規則上，地域委員会独自の情報収集方法を制限する規定等がないのであれば，情報収集方法について中央委員会に聞いたこと自体

必要だったのかと思う。仙台地域委員会独自で情報収集方法を定めれば，他の地域委員会が追従することもあり得よう。情報収集方法について，本件意見の方法に拘るものではないが，制度の運用が開始された平成１５年から１０年も経過しているし，より広く情報を収集する方法について，中央委員会でも改めて検討してほしい。中央委員会から指名候補者名簿を広く提供してもらうこととすればいいのではないか。

● 現在の情報収集方法で問題はない。中央委員会の情報収集方法に対する考え方は，指名候補者が現在所属する裁判所に対応する検察庁や弁護士会に依頼することで足りているとの判断であろう。異動前の庁で問題がある裁判官については，中央委員会に何らかの方法で情報が入ってくると思われるし，仙台の裁判官なら，弁論などで一，二回顔を合わせただけの他地域の弁護士より，仙台の弁護士の方が正しい情報を提供できると考えられる。最近，地域委員会に対する情報提供が少ないのは，問題のある裁判官が少なくなったということではないか。裁判員裁判が導入されて以降は，裁判官が以前より国民の目を意識するようになったことも大きいと思う。

■ 実際には，情報収集の範囲を広げても，裁判官の独立に対する影響は少ないと思うが，本件意見のような取扱いは，他の地域との統一性・公平性という点からはどうかと考えている。情報収集の範囲については，最終的には中央委員会で決めるべき問題であるが，本件意見のような取扱いが支持されるなら，他の地域委員会でも同じようなことが議論になってしかるべきと考えられるのに，なぜそのようにならないのか不思議である。仙台地域委員会において独自のローカルルールを勝手に決めて実施することには賛成できないので，中央委員会で議論してもらいたいと考える。

□ 情報収集の範囲を広げることには賛成であるが，統一性・公平性の観点からはどうかと考えている。仙台地域委員会では最近情報が少ない傾向にあるし，異動後半年程度の裁判官の場合には，検察官，弁護士側にも特に情報が

不足していると思う。仙台地域委員会だけで情報収集の範囲を広げると公平性に問題があるので，やるのであれば全国統一で実施すべきである。仙台地域委員会では，以前から情報収集の範囲拡大について議論されているところであり，中央委員会に対して，少なくとも指名候補者全てについて前任地にも情報収集を依頼する方法を提案することはいいのではないか。

△　裁判官の独立への影響は下級裁判所指名諮問委員会の設置時点から説明されているところであり，憲法上保障されている裁判官の独立については，情報収集によってそれを少しでも阻害することにならないようにとの配慮からだと思われる。情報収集の範囲拡大について，平成１５年に仙台地域委員会としての考え方が否決されており，その後特段の事情なく確立した方式となっているところに，改めて仙台地域委員会から同様の意見を上げるのには躊躇を覚える。

４　平成２７年上半期の裁判官指名候補者の情報収集について

⑴　情報受付の周知依頼について

審議の結果，平成２６年９月８日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長通知（以下「委員長通知」という。）に従って，別紙１の依頼文書により，対応する検察庁及び弁護士会に対して，情報収集の受付期限を平成２６年１０月２９日までとして情報受付の周知依頼をすることとされた。

⑵　弁護士会に対する書簡について

委員長通知に基づく情報の提供方法に関する弁護士会あての書簡については，審議の結果，別紙２のとおりとすることで了承された。

⑶　提供された情報の扱いについて

情報受付の周知依頼に基づき，当委員会に情報が提供された場合は，従前どおり，その都度，庶務において各委員に連絡し，各委員は，来庁して提供された情報を閲覧することとされた。

第６　次回等の予定について

１１月５日（水）午前１０時００分

（別紙１）　　平成２６年９月●●日

殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会
仙台地域委員会委員長　秋　吉　淳一郎

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所所属の平成２７年２月から平成２７年９月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は，別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては，貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し，指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には，下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

１　情報の受付期間

平成２６年１０月２９日（水）まで（ただし，この期間後であっても，特段の情報がある場合には受け付けます。）

なお，当委員会の次期開催予定日は，平成２６年１１月５日（水）です。

２　情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（対象裁判官，情報内容（情報の時期，情報取得の経緯，事実関係等），その他情報提供者としての意見等の項目をあげて，できるだけ日時と具体的状況に基づいて記載してください。）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を，各情報提供者個人から直接，当委員会の庶務を担当する仙台高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示，「地域委員会関係」と朱書きする。）又は御持参ください。

（別紙２）　　平成２６年９月●●日

弁護士会長　殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会
仙台地域委員会委員長　秋　吉　淳一郎

拝啓　時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて，本日，当地域委員会から，貴弁護士会に対し，裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について御依頼したところですが，この情報受付の周知依頼に関し，下級裁判所裁判官指名諮問委員会から，弁護士会に対し，「裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく，各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい，特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという当委員会の考え方を改めて伝えていただきたい。」との連絡を受けております。この点につきまして格段の御配慮をお願いいたします。　　敬　具